平成十五年 木 曜

第千三百九十号

六月十二日

県道

平林青柳線

南巨摩郡増穂町大字春米字北山 |五六六番の二地先から

三六六・八

六月十二日

南巨摩郡増穂町大字舂米字北山

|五六六番の三| 地先まで

# 日

### 次

目

示

道路の供用開始 (二件) ......三六三

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見............三六四

行う者の名称の変更の届出・大規模小売店舗において小売業を大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を ...... 三六五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (七件)...............................三六七

教育委員会

一部を改正する規則・山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の ...... 三六九

#### 公安委員会

遊技機の型式の検定......三七六 

#### 示

告

# 山梨県告示第三百二十八号

川建設部において、この告示の日から平成十五年七月三日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 平成十五年六月十二日

種道 類路 の 路 線 名

 $\overline{X}$ 

間

延

(メー

 $\vdash$ ル長

期日開始の

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

## 山梨県告示第三百二十九号

和建設部において、この告示の日から平成十五年七月三日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

宗 道 ———————————————————————————————————	種児 類路 の 路
線和下桁玉穂中	線
中	名
呂三一五〇番の一地先まで東八代郡中道町大字右左口字後覚下四〇七九番の一地先から東八代郡中道町大字右左口字七東八代郡中道町大字右左口字七	区間
四0.0	(メートル) 長
六月十二日	期日開始の

ΙĦ

秝 渞

#### 告

公

# 鳥獣保護区の指定について

•

第四項の規定により、指定しようとする鳥獣保護区の名称、区域等を次のとおり公告し、 この公告の日から平成十五年六月二十五日まで縦覧に供する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十八条

平成十五年六月十二日

鳥獣保護区の名称

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

社会福祉村鳥獣保護区

県 公 報 第千三百九十号 平成十五年六月十二日

Щ

梨

## 鳥獣保護区の区域

線との接点(芦安入口交差点)に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地。 の実寮敷地東南端付近で同境界線と水路との交点に至り、同所から同水路を西進し南 ス市有野と同市六科との境界線の接点に至り、同所から同境界線を南進し山梨県立梨 南アルプス市と韮崎市との境界線の接点に至り、同所から同境界線を西進し南アルプ 号線との接点に至り、同所から同市道を東及び北東に進み韮崎市旭町上条南割と同市 み韮崎市道旭七十三号線との接点に至り、同所から同市道を東進し韮崎市道旭二十五 市道を北東に進み韮崎市道旭七十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進 み塩沢川にかかる桃源峡橋を経て韮崎市道旭七十一号線との接点に至り、同所から同 橋を経て南アルプス市道白根二十二号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進 沢入口交差点)を起点とし、同所から同市道を北西に進み御勅使川にかかる南甘利山 白根三十三号線との接点に至り、同所から同市道を西、北及び西に進み県道竜王芦安 アルプス市道白根十一号線との接点に至り、同所から同市道を北進し南アルプス市道 大草町下条西割との境界線の交点に至り、同所から同境界線を南進し御勅使川を渡り 南アルプス市有野地内の県道竜王芦安線と南アルプス市道源六十号線との接点 (塩

Ξ 鳥獣保護区の存続期間

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

#### 兀 1 鳥獣保護区の保護に関する指針の案 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

キツネ、タヌキ、イタチなどの哺乳類の生息が確認されている。 記録されているなど四季を通じて豊かな鳥類相を示し、獣類では、里山環境を好む 等の姿も見受けられ、さらにこのような小型鳥類を狙う猛禽類であるツミの繁殖も ラ及びメジロといった里山の鳥類が多く生息し、冬季にはカシラダカ、ベニマシコ った水鳥の生息数は少ないが、アカマツ林及び畑地を中心にホオジロ、シジュウカ は部分的にコナラ等の広葉樹も混生し、その周辺には果樹園、畑地が広がっている。 ギ等のヤナギ群落、その外側には保安林であるアカマツ林が広がり、アカマツ林に 当該地域の鳥獣の生息状況は、鳥類は、御勅使川が急流なためカモ、シギ類とい 当該地域の植生は、御勅使川の河川敷にはヨシ群落、タチヤナギ、イヌコリヤナ

よる野鳥愛護思想の高揚を図る活動を実施しており、 庭に給餌施設を設置し、 祉施設が設置されており敷地内には多くの緑が残されている。同養護学校では、校 また、当該地域内の社会福祉村には、県立あけぼの養護学校を始めとする医療福 野鳥とのふれあいや観察等を実施するとともにビデオ等に 第九次鳥獣保護事業計画にお

> ている。 はホースセラピー施設が設置されており、 いても愛鳥モデル校の指定を受けている。 馬とのふれあいによる治療法が実践され 社会福祉村の西 (南アルプス市塩前) に

野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及 啓発を図るものである。 以上のような地域を鳥獣保護区に指定することで、鳥獣の保護を図るとともに、

## 鳥獣保護区の管理方針

3

- 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
- 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。
- 前各号に掲げる事項の縦覧場所

五

務環境部 山梨県森林環境部みどり自然課、 峡中地域振興局林務環境部及び峡北地域振興局林

#### 公聴会の実施

第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第二十八条

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

#### 開催日時

平成十五年七月十四日 (月)午前十時三十分

#### 開催場所

韮崎市旭町上条南割三三一三 あけぼの医療福祉センター会議室

#### Ξ 聴こうとする案件

鳥獣保護区の指定について

### 兀 公聴会に関する問い合わせ先

甲府市住吉一 八 一 山梨県峡中地域振興局林務環境部森づくり推進課 (電話)

#### 五五 八四三)

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年七月十二日まで縦 覧に供する。 から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により石和町

平成十五年六月十二日

Щ 梨 県 公 報 第千三百九十号 平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 パウ いさわ店
- 2 所在地 東八代郡石和町四日市場字大口町千七百四十五番

二 届出の内容及び公告日

- 内容 新設
- 2 公告日 平成十五年一月二十日
- 三 意見の概要
- 来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内について
- 2 駐車場出入口における交通整理について
- 駐車場における騒音対策について

名称の変更の届出 大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の

成十五年十月十二日まで縦覧に供する。 のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平 あったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

# 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住	所
合(代表理事)宮下正彦河口湖ショッピングセンター 事業協同組	地	生二千九百八十六番
相沢章司 「相沢章司」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人	地	生二千九百八十六番

#### 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 河口湖ショッピングセンター
- 所在地 南都留郡河口湖町船津二千九百八十六番
- 2 変更しようとする事項

										は名称及が主所小売業を行う者の氏名又大規模小売店舗において		住所る者の氏名又は名称及び大規模小売店舗を設置す	変更事項
取締役 輿石丈夫株式会社セイビドー 代表	役 高村美寿子 代表取締	表取締役 小林善雄 有限会社靴のフジノヤ 代	締役 大町佳三 代表取有限会社大町商店 代表取	取締役 中村一信有限会社大黒屋商店 代表	洋 代表取締役 長谷川隆 有限会社ファミリーガーデ	表取締役 小林照雄株式会社リトルウッド 代	取締役 梶原聡 株式会社小麦ハウス 代表	表取締役 小林博雄有限会社 藤野屋商店 代	飯嶋潤	役 田中靖晃 株式会社フタバ 代表取締	代表取締役 相沢章司河口湖商業開発株式会社	宮下正彦	変更後の氏名又は名称
八号の内一丁目十五番	六十五番地百六	三十七番地	三百七番地南都留郡河口湖町河口二千	七百七十四番地南都留郡河口湖町船津三千	八十二番地九静岡県御殿場市東田中四百	七番地市都留郡河口湖町小立六十	三百三十六番地南都留郡河口湖町船津三千	七十一番地南都留郡河口湖町船津九百	甲府市若松町五番二号	甲府市国母六丁目六番二号	九百八十六番地南都留郡河口湖町船津二千	九百八十六番地南都留郡河口湖町船津二千	変更後の住所

Щ

表取締役 渡辺一義登り坂ホテル株式会社 代	役 新井旭 代表取締	締役 流石ゆき子 代表取	相	: 辺速	表取締役 渡辺進 代	役 三枝永子 代表取締	渡辺美代	締役 宮下正彦 株式会社ジュノン 代表取	渡辺自康 代表取締役	代表取締役を渡辺邦彦有限会社エヌアンドケー	野田田鶴子	締役 高野清志 株式会社ギャップ 代表取	取締役 遠藤貫二 株式会社遠藤自動車 代表	
八十七番地南都留郡河口湖町船津七百	一号 甲府市住吉三丁目十八番十	八百二十六番地南都留郡河口湖町船津六千	番地南省留君河口沟町小立八十	阿昭昭 阿可 1 朗丁 1 五番地 十五番地 一番 1 日本 1 日	百八十六番地一南都留郡河口湖町船津千八	地富士吉田市下吉田七十三番	三十二番地南都留郡河口湖町小立五百	五十三番地一南都留郡河口湖町船津四千	十八番地市都留郡河口湖町小立二百	四番五号四番五号十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	号甲府市富士見二丁目九番七	番二十三号東京都板橋区徳丸三丁目一	八百四十番地南都留郡河口湖町船津六千	
二届出の概要	役 清水勝仁 峡北商業開発株式会社 代	合 代表理事 山田穣百韮崎ショッピングセンター	氏名又は名	届出者の氏名又は名称及び平成十五年六月十二日	平成十五年十月十二日まで縦覧 次のとおり公告する。その届出	出があったので、司法第六条第一 大規模小売店舗立地法 (平成) 大規模小売店舗の施設の深		三   届出年月日   平成十五年五月一日   大規棒小売店舗にお_	イア	(一) 大規模小売店舗を設置 変更の年月日				_

締役 徳本和夫 株式会社セイフー 代表取	代表取締役 相沢章司河口湖商業開発株式会社	表取締役 中村明智有限会社キューピット 代
番一号東京都葛飾区青戸五丁目三	九百八十六番地南都留郡河口湖町船津二千	九百八十六番地南都留郡河口湖町船津二千

### の年月日

- (規模小売店舗を設置する者の名称
- 河口湖ショッピングセンター事業協同組合 平成十四年六月二十七日
- 河口湖商業開発株式会社 平成十三年七月十九日
- (規模小売店舗において小売業を行う者の名称) 成十五年五月一日

:小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

十月十二日まで縦覧に供する。 公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から ので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、 売店舗立地法 ( 平成十年法律第九十一号 ) 附則第五条第一項の規定による届

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

「の氏名又は名称及び住所

	崎市若宮一丁目二番五十号	韮崎	代表取締	式会社	株	水業勝開	役 峡 清商
	崎市若宮一丁目二番五十号	韮崎	協同組	ヨ田穣百	事じ	表ョッ。	合 代表理事 山田穣
所	住		称	は名	又	名	氏

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 韮崎ショッピングセンター
- 所在地 韮崎市若宮一丁目一三八三番二十二
- 2 変更しようとする事項

ことができる時間帯来客が駐車場を利用する	刻小売業を行う者の閉店時大規模小売店舗において	刻小売業を行う者の開店時大規模小売店舗において	変 更 事 項
時まで行う	後九時)	前九時)	变
時まで日は午前九時)から午後十年前九時三十分(年間六十	後九時) 午後八時 (年間六十日は午	前九時) 午前十時 (年間六十日は午	更
後六十十			前
時 まで 時 三	午後九時四十五分	午前九時	変
時まで 午前八時三十分から午後十	十五分		更
後 十			後

3 変更する年月日

平成十五年五月三十一日

Ξ 届出年月日

平成十五年五月二十七日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年五月六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 日本土木株式会社
- 2 主たる営業所の所在地
  甲府市下飯田三丁目六番二号
- 代表者の氏名 清水道子
- $\equiv$ 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第一五〇四号

処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、 ほ装工事業及び水道施設

Щ

梨

県

公

報

第千三百九十号

平成十五年六月十二日

工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年四月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十五年五月六日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 名称 清水工務店
- 主たる営業所の所在地 甲府市荒川一丁目一番二十五号
- 代表者の氏名 清水仁
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第二九二七号
- 兀 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十五年四月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事

Щ 本

栄

彦

処分をした年月日 平成十五年五月六日

- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 有限会社宮下土木
- 2 主たる営業所の所在地(富士吉田市小明見三千七百五十四番地三
- 3 代表者の氏名 宮下清正
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第六一六三号
- 兀 業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容(土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、ほ装工事
- 処分の原因となった事実(平成十五年五月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した)

五

## 旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十五年五月十二日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

高野工業株式会社

2 主たる営業所の所在地(南アルプス市戸田六十五番地

代表者の氏名 高野忠彦

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 |四)第|五||号

仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

五 処分の原因となった事実 平成十五年五月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した 旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日
平成十五年五月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社輿石産業

2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三千二百二十五番地

代表者の氏名 輿石政子

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一一五六号

兀 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

 $\overline{\mathcal{H}}$ た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十五年五月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

処分をした年月日 平成十五年五月十九日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 株式会社高元建設

2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中七百四十八番地

3 代表者の氏名 高村和枝

| | | ) 第六四三|号

処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

Ξ 兀 許可番号 山梨県知事許可(般

た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年五月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十五年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

処分をした年月日 平成十五年五月二十六日

一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社アークス

2 主たる営業所の所在地 都留市法能百七十番地

3 代表者の氏名 志村泉

許可番号 山梨県知事許可 ( 般 一一)第八二三〇号

兀 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成十五年五月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に 完了した。

平成十五年六月十二日

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町竜王字下河原ニニ六二及びニニ六三のニ

開発許可を受けた者の住所及び氏名

清水豪司

董崎市下祖母石二千八十六番地の三 雇用促進住宅韮崎第二宿舎一号棟五百五号

## 教育委員会

山梨県教育委員会規則第十二号

する規則を次のように定める。 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正(以料・出産のでは、

平成十五年六月十二日

山梨県教育委員会

委員長 志 村

洸

改正する規則 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を

山梨県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則(昭和五十年

「百九十五パーセント」に改める。セント」を「百九十五パーセント」に改め、同項第二号中「百九十六パーセント」を第三条第一項第一号中「二百八十三万円」を「二百八十二万円」に、「百九十六パー

#### 刚則

ける。 程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の規定は、平成十五年四月一日から適用程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の規定は、平成十五年四月一日から適用。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県高等学校定時制課

## 公安委員会

# 山梨県公安委員会告示第三十八号

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

を

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

山梨県公安委員会

委員長吉

臭

信

別表第一中

を

に改める。

別表第三中

										六七〇
								士線	口湖富	県道河
	〇〇メートル)	部) まで(二三、五	士スバルライン終点	四五番地の一先 (富	村大字富士山八、五	) から南都留郡鳴沢	スバルライン料金所	六六三番地先 ( 富士	点几	南都留郡河口湖町大
〜除車に両び く両下並軽 を山び車	ヤー及								路線バ	車両(
			時まで	旦四四	月 九	から同	日〇時	月 〇	四年八	平 成 一
									吉田	富士
								告示第二九号	三日	平成一四年六月一

Щ

梨

県

公

· 六

四年七月

山 梨 県 公 報 第千三百九十号 平成十五年六月十二日

_ に		· を						ı
	四		四	四	四	四	匹	四
	九 六 七		九 六 七	九六八	九 六 九	九七〇	九 七 一	九七二
	パ 林 線 道 県 ス バ 〜 塩 道 ン イ 圭 山 中	1	パ林線道県スパイ集山中	中府県道玉道線穂甲	道 広 域 農	スバ(一国) イ塩一道 パ山号四	( - 国 ( 塩ー道 ( 山号四	端市スクラ
	番地の一先(狐川橋東交差点)東八代郡八代町米倉一、一〇〇		番地の一先(狐川橋東交差点)東八代郡八代町米倉一、一〇〇	差点) 差点) 東八代郡中道町右左口三、一四東八代郡中道町右左口三、一四	十字路交差点) 先(高根クラインガルデン南側 北巨摩郡高根町蔵原八二九番地	(小澤勝仁方東側丁字路交差点(小澤勝仁方東側丁字路交差点	北側丁字路交差点) (レストランラストパラダイス(レストランラストパラダイス塩山市熊野一、四一三番地四先	地の三先(渡辺昇方東側丁字路富士吉田市下吉田四、四五八番
	Ξ		Ξ	_	_	_	_	_
	石 和		石 和	府南 甲	長 坂	塩 山	塩 山	吉富田士
	告示第三二号平成一五年五月		告示第三二号 一日 平成一五年五月	告示第三八号 一二日 平成一五年六月	告示第三八号 一二日 平成一五年六月	告示第三八号	告示第三八号 一二日 平成一五年六月	平成一五年六月
				A			, [c	
	月四、九七四	「」というでは、「これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	六一、 四 五	H	っを :一 五	六		七一、五五五
線端言	四、九	🕇	六四 道 町道 農		でを一、五一広域農	匹 町 道	7 K	七五道塩山一、五県道中
線端 <sup>7</sup> 線端 <sup>7</sup> 号[	四、九七四 原線    原線	🕇	六一、 四 五		でを一、五一広域農	六	7 K	七一、五五五
線端 ī 線端 ī 号 l	四、九七四	🕇	六四 道 町道 農		でを一、五一広域農	匹 町 道	7 K	七五道塩山一、五県道中
線場一号「地先(加賀美桂方東側)」	四、九七四 原線    原線	🕇	六四道八田二二八番地先六四道(長坂IC入口交差点)から北巨摩差点)から北巨摩上、五大田二二八番地先二、五二、五		「一、五   広域農   北巨摩郡長坂町大   三、九一五   を	匹 町 道	7 K	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
線端一号「地先(加賀美桂方東側)	原線 原線 「四、九七四」県道大「北都留郡上野原町大椚六一一四、九七四」県道大「北都留郡上野原町大椚六一一	🕇	一、五   広域農   北巨摩郡長坂町大   三、四〇〇   一、三七三番地の   一、五   広域農   北巨摩郡長坂町大   三、四〇〇   1、五   二、四〇〇   1、五   二、四〇〇   1、五   二、四〇〇   1、五   二、四〇〇   1、五   1、五		「一、五   広域農   北巨摩郡長坂町大   三、九一五   を	・ 一道 町道 (長坂IC入口交 町道 (長坂IC入口交 を)がら北巨摩 差点)から北巨摩 といっている (長坂IC入口交 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7 K	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	原線   原線   「原線   「原線   「一、九七四」県道大   北都留郡上野原町大椚六一一番   一	🕇	一、三七三番地の       )         六四       道       小田二二八番地先       除く。         大四       道       八田二二八番地先       原付・         下       上、四〇〇       車両(		一、五   広域農   北巨摩郡長坂町大   三、九一五   車両 (   四〇   長坂下   を	・ 一道 町道 (長坂IC入口交 町道 (長坂IC入口交 を)がら北巨摩 差点)から北巨摩 といっている (長坂IC入口交 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7 K	・

梨 県 公 報 第千三百九十号 平成十五年六月十二日

両側

東交差点)までの

に改める。

別表第十五中

Щ

_				
	七一、 五 五	七一、六五	七一、七五	七一、 八 五
	線 道 県 塩道 山 中	農南八 道広ヶ 域岳	スパ(一国) イ塩ー道パ山号四	線 端 市 一 道 号 田
	両側 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	での両側 下字路交差点)から北巨摩 がられ巨摩 での両側 での両側 大三番地一先( 一一三番地一先( 一一三番地一先( 一一三番地一先( での両側 大三番地一の一号との での両側 大三番地の 大三の 大三の 大三の 大三の 大三の 大三の 大三の 大三	路交差点)	富士吉田市下吉田 京 京 の 五 大 の の の の の の の の の の の の の
	六 〇	- 100	000	五〇〇
	。 ) 除 ん付而 く 引・(	)除 け原車 く ん付両 を引・(	。 ) を け原車 除 ん付両 く 引・(	ン除 け原車 く ん付両 を引・(
	五 〇	四〇	五〇	四〇
	石 和	長 坂	塩山	吉富田士
	二告日年平 号示 五成 第 月一五	八告二年平 号示日六成 第 月五	八告二年平 号示日六成 第 月一 三 一五	八告二年平 号示一六成 第 月五 三 一五

線端市一道号田

五〇〇

車両

終日

吉富田士

二年平 日六成一 月五

八 号 示 第 三

交差点)までの両側 の三先(渡辺方東側の三先(渡辺方東側の三先(渡辺方東側の三先へ渡辺方東側の三九番地の五先

に改める。

別表第十六中

四四二 四四 ヮを

線道県塩道山中

六  $\overline{\circ}$ 

車両

終日

石和

年五月一五

告示第三

\_ 号

での両側 での両側 での両側 での両側 での両側 での両側 での両側 での両側

						_
					四四	
			線	道塩山	県道中	
での両側	〇〇番地の一先 (	代郡八代町米倉一、	北交差点) から東八	七〇二番地先(石橋	東八代郡境川村石橋	
					六〇	
					車両	
					終日	
					石和	_
	_ 号	告示第三	日	年五月一	平成一五	

ヮを Ę Ę 八五 八五 一町三道号四 町 道 三番地先 (木の瀬常治方所有桑東八代郡中道町右左口三、一四 南側)番地先(木の瀬常治方所有桑畑東八代郡中道町右左口三一四三 南甲府 南甲府 七号・二・一 五

三七二

山梨県公報
第千三百九十号
平成十五年六月十二日

.										っを		_			を				
į	Ó		Ó		ó –		Ó		Ó		– Ó			ţ			t		
	六一六		六一五		六四四		六二三		六 二 二		六二二			<u>吉</u> 九			七三九		
<u>.</u>		\ <u>+</u>		<i></i>		+ _							<i>L</i> =						
	坂町 駅道 渋長	15	道広 域 農	線 -	- 町 E 道 B 四	吉州線ノ	ト市 人道 三二	級 一 云	5 町 5 道 号 四		線七町七道号四		稅	稳橋県 石道 和石			町 道		線
	番地三先(広域農道との十字路北巨摩郡長坂町長坂下条二〇四	側交差点・東進車両)		丁字路交差点・南進車両)		・北進車両)・北進車両)	たくち置うす削厂を各できた甲府市相生一丁目四九九番地の	昭和校北側・北進車両)			昭和校北側・北進車両) 先(イングリッシュプラス甲府中巨摩郡竜王町万才九四一番地		_	川□ ≧ 各 を重点、 西建直河、六九番地の一先 ( 武井良雄方西東八代郡石和町四日市場一、 ○		県道石橋石和線との交差点)八七番地先 (内田光雄方西側、	東八代郡石和町四日市場一、一		畑南側・南進車両)
:   '	長坂		長 坂		南甲府		甲 府		南甲府		南 甲 府			石和			石		
	一二日 平成一五年六月	告示第三八号	平成一五年六月	告示第三八号	- 亚	告示第三八号	平成一五年六月	告示第三二号	一日 一		告示第三二号   日		世示第三/号	平成一五年六月		号	和平元・二・九		告示第三八号
-																			
		_		_			_			_	_	_	_	_		_	-	-	
		Q 六		О́			〇 六			〇 六	〇 六 二		÷	Q 六		О	7		
		六 五		六四			六三			六三	=		<u>†</u>	六 九		六八		<u> </u>	
	尻島 線里	号町 予道 日鶴	線站	端市 一道 号田	ス <i>リ</i> つ 1	バへ - く塩 - パ山 =	- 国 - 道 - 四	ス <i>!</i>	(〜- (塩- (山	- 国 - 道 - 四	四国 一道 号一	線割職蔵原	道	線 割 町 蔵 道 原 西	沢線	坂 町 駅 道 渋 長	沢坂町 線駅道 渋長	J 道 長	沢 線
	の丁字路交差点・南進車両)		交差点・北進車両) で差点・北進車両)			北側丁字路交差点・西進車両)	<b>\</b> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		・北進車両)・北進車両)		交差点・東進車両)番地一先 (広域農道との丁字路北巨摩郡高根町箕輪三、一一三	南側十字路交差点・北進車両)番地先 (高根クラインガルデン		十字路交差点・南進車両) 先(高根クラインガルデン南側 北巨摩郡高根町蔵原八二九番地	北側・東進車両)	四先 ( 神明社北側十字路交差点北巨摩郡長坂町渋沢七二五番地	交差点・北進車両)番地三先(広域農道との十字路		交差点・南進車両)
		上野原	В	富士吉			塩山			塩山	長 坂	· 七	<b>長</b>	長 坂		長 坂	<del>[</del> ‡	ĮĘ (	
	告示第三八号		告示第三八号			告示第三八号	平成一五年六月		告示第三八号	平成一五年六月	告示第三八号 一二日 不成一五年六月	告示第三八号	平成一 五 丰 六 月	告示第三八号 一二日 平成一五年六月	告示第三八号	一二日 平成一五年六月	告示第三八号	ア は 一 三	告示第三八号

Щ 梨 県 公 報 第千三百九十号 平成十五年六月十二日

に改める。 別表第十七中 \_ Ó Ó Ó Ó <u>=</u> O 六二六 六二九 六 六二七 八 線 道 県 塩 道 山 中 戸田町 線倉道 岩新 野 町 線 道 日 野町線道日 野町線道日 郡八代町米倉一 京八代町米倉一 (石橋七〇二番地 )から東八代郡境川村 両側 一先 (狐川橋東 一条 (狐川橋東 の番地の 差点・南進車両) 地の一先 (北川橋南詰丁字路交北都留郡上野原町大椚四〇〇番 ·北進車両) 地先(北川橋北詰十字路交差点 北都留郡上野原町大椚五一四番 差点·南進車両) 地先(市川義広方南側十字路交北都留郡上野原町大椚六一一番 字路交差点・北進車両) 八番地の一先 (鳶ヶ崎橋北詰丁北都留郡上野原町鶴川一、〇五 六〇 車 亩 上野原 上野原 上野 上野原 終日 原 石和 告示第三八号 告示第三八号 平成一五年六月 平成一五年六月 平成一五年六月 |平成|五年六月 告示第三八号 告示第三八号 - 日 年五月一五 告示第三 日 号 に改める。 別表第二十三中

_	
	_
四国 〇道 号一	
ト方差先九甲 ルへ四 の四五メー の五メー 間 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
Ξ	
よ示道区示 °と示道以標は標 `の同り等路間し`い等路下示道識道う区示に標でたでう」標 ¬へ路又路ち間	
区ト五北点同間ルメへか交 の一四ら差	
 車 両	
告月八日 完成 第三四 三四 号 七	

を

<u>=</u> O

六〇

車

声

終日

石和

日年平五成月一五

告示第三

号

線 道 県 塩 道 山 中

両 側 差点).

三〇四	, = O =
線 端 市 一 道 号 田	ス バ ( 一 国 ) イ 塩 一 道 パ 山 号 四
点)までの両側 に がら富士吉田市 下吉田四、四五先(武藤 での五先(武藤 での五年の での五年の での一番 での一番	塩山市熊野一、 の両側 の両の の両の の両の の一の の一の の一の の一の の一の の一の の一の
五 〇 〇	四〇〇
車両	車両
終 日	終日
吉富 田士	塩山
八告二年平 号示日六成 第 月一 三 一五	八告二年平 号示日六成 第 月一 三 一五

「を Щ  $\equiv$  $\equiv$ 梨 県 線 ル 府 県 プ 南 道 ス ア 甲 四国〇首号一 公 報 点)から南 の五先(白田 の五先(白田 の上下線力、 で差点)まで で差点)まで でを表しまで の上下線力、 である。 イパス南交差 大(富士見バ 田府市飯田一 第千三百九十号 は差るの車付した二 三点交あ線加、だへ 示道識道区示標は標 `の同に路又路間し示道識道う区よ標は標でたで路又路間と る分向進さよ示道区示。と示道以標は標 `の同。 。に別行れり等路間し) い等路下示道識道う区 よ区方た示に標でたでう」標「 路又路ち間 分向進さ に別行れ よ区方た 平成十五年六月十二日 昭和甲工府 間ルメへら差(交立 の I 三北点同差体徳 区ト〇方か交点南行 区ト五北点同間ルメへか交の 一四ら差 車 車 両 両 原小府南甲笠 甲府 府南甲 告示第三八号 告示第三四号 月八日 ルの区間 よ区別行れり る分通方た示 に行向進さ の | 三下か交点間 間ルメへら差へ交南 間ルメ各上点同差園り 間ルメ各上点同差 C 区ト〇線ら差へ交東 の | 三北点同差小竜 の | 三下か交点東幼か の | 三下か交点西間ルメ各上点同差冷 区ト〇方か交点南王 区ト〇線ら差へ交稚お 区ト〇線ら差へ交

規定により公示する。 四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 に改める。 なお、検定の有効期間は、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 申請者氏名又は名称及び住所 遊技機の型式の検定 平成十五年六月十二日 平成十八年六月十一日までとする。 及び区分 別 区分 型 山梨県公安委員会 式 委 幡 南西 交八 交差(同 点から 差点( ートル から上 員 間ルの区 各三〇 上下線 同交差 の区間 三〇メ 下線各 前交差 型 メート の 長 式 名 概 吉 業は製 同規則第九条第 者輸造 要 臭 名入又 検 信 定 番 項の 号 毒島秀行 六〇番地群馬県桐生市境野町六丁目四毒島秀行 取締役 別所直鋼株式会社メーシー 六〇番地 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 株式会社サンセイアー 沖縄県宜野湾市真志喜 毒島秀行 六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 群馬県桐生市境野町六丁目四 株式会社三共 株式会社ダイドー 株式会社 一三番一〇号 寳田久治 共 共 代表取締役 代表取締役 代表取締役 ·販売 代表取締 ルアン 丁目 代表 一号イ (別表 一号イ (別表 ー号イ (別表 規則第六条第 ぱちんこ遊技 動役物 第一種特別電 一号イ (別表 動役物 第一種特別電 動役物 第一種特別電 動役物 第一種特別電 機がいこ遊技 動役物 第一種特別電 ぱちんこ遊技 ぱちんこ遊技 ぱちんこ遊技 ブ | I M チ バ X ク I ラ ビ 聖紀」1 郎 ば C M れ R 2 桃 が 太 ん I C R フィ ー チクラ CRシシ ブ R X CRフィ X W 9 販売 シー 三株式会社 ダイドー 三株式会社 三株式会社 株式会社 株式会社 三〇〇二五二 三〇〇三三四 三〇〇三〇六 三〇〇〇五六

Щ

梨県公報

第千三百九十号

平成十五年六月十二日

山梨県公報
第千三百九十号
平成十五年六月十二日

平成十五年				規則第六条第	
ページ	三〇〇三一四	ソフィア 社	す C V R S 海 2 で	機ぱちんこ遊技	役 井置定男 代表取締
				動役物 第二) 一号イ(別表	一番地
三番二号	三〇〇三〇五	ソ株 フィ会 ア	す C G R S 海 2 で	規則第六条第一機のこ遊技	群馬県桐生市境野町七丁目二役が井置定男に、代表取締株式会社ソフィアが代表取締
サミー株式		ンドディ		動役物第一種特別電	丁目一一番一三号愛知県名古屋市中区丸の内二
一	三〇〇二五八	アー サンセイ アイ イ	オ C ウ R F シ シ	規則第六条第一機のこ遊技	孝
せい は				動役物制電	
		ンドディ		第二) 用別第六条第	丁目一一番一三号愛知県名古屋市中区丸の内二孝
一丁目二二 爱知県名古	三〇〇二八五	サ株式会社	オCRシシ	機ちんこ遊技	ドディ 代表取締役 梅村義株式会社サンセイアールアン
株式会社大				動役物第一種特別電	丁目一一番番一三号
		ンドディアールア		規則第六条第	愛知県名古屋市中区丸の内ニー
〇一番地 群馬県桐生 記	三〇〇二七九	サンセイ	オウMV	機ちんこ遊技	ドディ 代表取締役 梅村義株式会社サンセイアールアン
株式会社ソ				動役物 第一種特別電	
		ンドディア		第二)一号イ(別表の一号)	丁目一一番  三号  愛知県名古屋市中区丸の内
○   番地		サンセイ	オ ウ M	規制   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大	ドディ 代表取締役 梅村義

ш.	正		誤	行	ページ
				正	
三四〇二三八	式会社株	ボ ダ ー イ イ ー	五) 二号(別表第四胴式遊技機	三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目二東京都豊島区東池袋二丁目二里見治 代表取締役	三番二号 東京都豊 特別
三〇五五六	大株 一市会 会 社	モ チョッ F X キ	動役物 第二種特別電 第二種特別電 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	一丁目二二番地受知県名古屋市中村区鴨付町役(市原髙明	世界
三 <u>○</u> 八	大 株 一 式 会 社	ッ C キ R モ シ ン	動役物 第二種特別電 別別第六条第 機 はちんこ遊技	一丁目二二番地愛知県名古屋市中村区鴨付町役(市原髙明	一 愛 役 株 丁知 市会 目 東 市 京 社
HOOHHH	ソ株 フィ 会 ア 社	す C V R 2 海 で	動役物 第二) 一号イ(別表規則第六条第 機	〇一番地 の一番地 群馬県桐生市境野町七丁目二 株式会社ソフィア 代表取締	〇一番地 群馬県桐生市境 群工会社ソフィー
			動役物 第一種特別電 第二(別表	26	 〇 番 地

五年六月二日山梨県告示第三百十七号 (建築基準法に基づく道路位置指定)

		_
発行者	     同 四   六	山梨県
Щ	同 上	県  公  報
梨県		
		第千三
甲府市丸の内一丁目六番一号		第千三百九十号
の内二	一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	
目六		平成十五年六月十二日
番号	ル	五年六
		月十二
印	・ (四摩 四三郡 三 五双	目
印刷所		
㈱サンニチ印刷	八倉四摩郡双三五六番地一ルル	
ニチ印刷		
市北日		
甲府市北口二丁目六番		
六番		
		=
		三七八